

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 高山八寿会

社会福祉法人高山八寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高山八寿会（以下「法人」という。）定款第8条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項の規定に基づき、この法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、法人の定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務の執行に伴い発生する旅費（日当、宿泊費を含む。）交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 常勤の理事長 | 報酬、通勤費、賞与及び退職慰労金 |
| (2) 非常勤の理事長 | 報酬及び退職慰労金 |
| (3) 常勤の常務理事 | 報酬、通勤費、賞与及び退職慰労金 |
| (4) 非常勤の役員 | 報酬及び退職慰労金 |
| (5) 評議員 | 報酬及び退職慰労金 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条各号に掲げる役員等の報酬等の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 非常勤の理事長、非常勤の役員及び評議員が、その職務を行うに要する費用弁償は、別表第2のとおりとする。

2 費用弁償の支給方法については、社会福祉法人高山八寿会旅費支給規程の例による。

(報酬等の支給日・方法)

第6条 第3条第1号及び第3号に規定した常勤の理事長及び常務理事の報酬等の支給日・方法は、社会福祉法人高山八寿会給与規程の例による。

2 第3条第2号に規定した非常勤の理事長の報酬の支給日・方法は、社会福祉法人高山八寿会臨時職員就業規則の例による。

3 非常勤の役員及び評議員の報酬の支給は、理事会及び評議員会等に出席した後に、支払うものとする。

(通勤費)

第7条 常勤の理事長及び常務理事の通勤費の支給は、社会福祉法人高山八寿会給与規程の例による。

(旅費)

第8条 常勤の理事長及び常務理事の旅費の支給は、社会福祉法人高山八寿会旅費支給規程の例による。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年6月20日評議員会第14号議案)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 報酬及び費用弁償支給規程(平成16年12月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和2年3月28日評議員会第15号議案)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

区 分		報 酬 等 の 額
常勤の理事長	月 額	330,000円
	賞与 通勤費	6月 550,000円 12月 650,000円 社会福祉法人高山八寿会給与規程に準ずる
非常勤の理事長	月 額	90,000円
常勤の常務理事	月 額	310,000円
	賞与等 通勤費	6月 550,000円 12月 650,000円 10月 100,000円 社会福祉法人高山八寿会給与規程に準ずる
非常勤の役員	日 額	15,000円(理事会等に出席した場合の報酬)
評 議 員	日 額	15,000円(評議員会等に出席した場合の報酬)
役 員 等	退職慰労金	任期1年当たり20,000円 最高限度額 200,000円

常勤の理事長・常務理事の報酬等の支給方法は、給与規程の例による。

別表第2

区 分	費 用 弁 償
非常勤の理事長 非常勤の役員 評議員	1 旅費については、社会福祉法人高山八寿会旅費支給規程第4条に基づき支給する。 日当(1日につき) 3,000円 宿泊料(1夜につき) 甲地方 14,800円 乙地方 13,300円
	2 理事会、評議員会等への出席の場合の交通費。 路程に応じ、1キロメートルにつき37円を支給する。